

第3回 船橋市居住支援協議会設立準備会 議事録

日時：平成28年10月26日（水）14時00分から16時00分まで
場所：市役所10階 中会議室
出席者：【委員】小林委員（委員長）、中島委員（副委員長）、高橋（弘）委員、林委員、高橋（孝）委員、中墓委員
【市職員】大石建設局長、豊田建築部長、大山福祉サービス部長、高山保健予防課長、宮澤地域福祉課主幹、土屋高齢者福祉課長、五十嵐包括支援課長、渋谷障害福祉課課長補佐、竹中生活支援課主幹、鈴木児童家庭課長、斎藤地域包括ケアシステム推進室長、藤城地域包括ケアシステム推進室主査
欠席：無し
事務局：【住宅政策課】栗林課長、大森課長補佐、石田主査、木村主事、柏主事

- 【次第】**
1. 議事
 - (1) 第2回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について
 - (2) 居住支援協議会の組織・委員構成等について
 - (3) 予算案について
 - (4) 会則案について
 - (5) 居住支援サービスについて
 2. その他
- 【資料】**
1. 第2回船橋市居住支援協議会設立準備会要点記録
 2. 居住支援協議会の組織・委員構成等（案）
 3. 平成29年度船橋市居住支援協議会予算案
 4. 居住支援協議会会則（例）
 5. 船橋市居住支援協議会会則（案）
 6. 平成27年度居住支援協議会へのアンケート調査（抜粋）
 7. 民間賃貸住宅入居支援事業
 8. 緊急通報装置貸与サービス
 9. 主な居住支援サービス一覧

開会

○委員長

皆さん、こんにちは。それでは、船橋市居住支援協議会設立準備会を開会させていただきます。

まず、本日の出欠の報告をお願いします。

○事務局（住宅政策課長）

今日は高橋弘明委員が10分ほど遅れるとのご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、会議の傍聴についてご報告します。

この設立準備会は船橋市情報公開条例で公開することになっております。このことから、本日の会議の開催について市のホームページで情報提供いたしましたけれども、本日傍聴人はいらっしゃいませんでした。

1. 議事

(1) 第2回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について

○委員長

それでは、議事の1、「第2回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（住宅政策課主事）

第2回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。こちらの資料は、8月4日に開催しました第2回船橋市居住支援協議会設立準備会の要点をまとめたものです。

まず1番目ですが、居住支援サービスの提供方法についての話の中で、当面の対象者についての意見がありました。具体的には、もともと入居できないような方も対象とするのか、入居するための能力はあるが孤独死などの不安がある入居者に対しての問題について検討するのか、実態的には分けないと検討できないのではないかという意見でした。当面は借上公営住宅のような低家賃のものを整備するのではなく、さまざまなサービスを提供することで受け入れやすい状況をつくることを第一の目的として、まずは家賃負担能力のある方を対象として組み立てることを考えています。

2番目は、居住支援協議会の組織・委員構成等についての話の中で、事務局及び相談窓口についての意見が挙がりました。組織・委員構成については、後ほど議事の2でご説明いたします。

3番目、居住支援協議会のスケジュールについての話の中で、事例検討会の回数を増やしたほうがいいとの指摘がありました。これについてはご指摘のとおり、事例検討会の回数を増やす方向で考えています。なお、定期総会や事例検討会については、総会の後に事例検討する場を設けたり、事例検討会の前に必要な協議を行うなど柔軟に対応できればと考えております。

裏面になりまして、4番目、事務局についてですが、スケジュール的に次回の準備会の中で事務局をお願いされても、その場で答えることができないとの指摘でした。これについては後ほど議事の2でご説明いたしますが、会議とは別に直接相談をいたしました。

5番目の相談窓口についてですが、少し遅くてもよいのではないかという意見でした。こちらでも議事の2でご説明いたしますので、ご意見をいただければと思います。

6番目のグループホームについては、後々はグループホームについての検討や空き家の活用といったところも視野に入れておりますが、居住支援協議会設立後、事業計画を作成する上で協議していきたいと考えております。

続いて、7番の緊急通報装置についてですが、こちらは1回目の準備会でも話題となりましたので、市のホームページに載せるパンフレットを資料として添付しております。また緊急通報装置の設置については、業者のホームページを確認したところ、一般の方が直接契約を行った場合には、月額3,000円から4,000円程度の契約額になるようです。

第2回船橋市居住支援協議会設立準備会の概要について、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。この件について、何か皆様からご質問、ご意見ありますか。

この2ページの最後の3,000円から4,000円というのは、業者によって違うという意味ですか。それとも、サービスの内容によって違うという意味ですか。

○事務局（住宅政策課主事）

3,000円から4,000円としたところですが、今現在、船橋市の高齢者福祉課で所管している事業につきましては、初期費用がかからない契約になっているのですが、ホームページを確認したところ、初期費用がかかる設定になっておりまして、初期費用ありのプランと、初期費用がない分月額負担料が高くなるプランとがございましたので、3,000円から4,000円というふうにしております。

○委員長

わかりました。4,000円というのは初期費用がないということですね。

○事務局（住宅政策課主事）

そのとおりです。

○委員長

わかりました。ほかにかがでしよう。大丈夫ですか、皆さん。

1. 議事

(2) 居住支援協議会の組織・委員構成等について

○委員長

それでは、次の議事に進みたいと思います。

次が2番目、居住支援協議会の組織・委員構成等についてです。また事務局から説明をお願いします。

○事務局（住宅政策課主事）

資料2をご覧ください。こちらの資料は、前回の準備会で示した資料をもとに必要な修正を加えたものです。

船橋市の居住支援協議会についてですが、前回の準備会でもご説明しましたとおり、現在も準備会にご出席いただいている4つの団体と、小林先生、中島先生、そこに船橋市が加わります。またモデル事業で空き家の活用を検討する際には、建築士関係の団体も必要なことから、新たに一般社団法人建築士会と公益社団法人千葉県建築士事務所協会に加わっていただく予定でいます。また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会との連携を図ることから、オブザーバーとして千葉県住宅課に加わっていただく方向で協議を進めております。

居住支援協議会で行う内容とそれぞれの役割については、前回の準備会でもご説明しておりますので、割愛いたします。

裏面をご覧ください。3番の事務局についてですが、船橋市社会福祉協議会に引き受けていただく予定です。

続いて、4番目の相談窓口についてですが、まずは資料6をご覧ください。こちらの資料ですが、国土交通省が平成27年度に既に設立済みの居住支援協議会に対して行ったアンケートの一部を抜粋したものです。

図表の14「相談への対応状況」ですが、常時あるいは定期的に相談窓口を開設している協議会は、50の団体のうち20となっています。また、何らかの形で問い合わせに対応している協議会も合わせると、全体の6割に当たる30の団体で実施している状況です。

また、図表の15を見ていただくと、相談への対応は、電話型と来所型がそれぞれ22となっており、訪問型というものも2つの団体で行っておりますが、多くは電話や相談窓口に来所してもらう方法をとっています。

次に、図表の16「相談対応の実施主体」ですが、先ほど窓口や何かしらの対応をしていると答えた30の団体のうち、18の団体で住宅部局が実施主体であると回答しています。次いで福祉部局が7団体、不動産団体が6となっています。

次の図表17「相談内容」ですが、これは半数以上が住宅の確保に関する相談となっております。

次の図表18は物件の紹介・あっせんについて、ありが21、なしが29となっています。

次の図表19では物件の紹介・あっせんについて、ありと回答した21団体の実施主体について、12の団体で居住支援協議会としており、6の団体が協力不動産店で実施しています。

続いて、図表20と21についてですが、相談者と契約者の内訳は、高齢者が最も多く、相談では4割強、契約者の内訳では6割近くに上ります。

最後に図表22の「契約に至らない理由」についてですが、「家賃が折り合わない」と「保証人の問題」が10で、次いで立地条件を挙げているのが5となっています。

資料2に戻ります。これらを参考に、船橋市の相談窓口の案についてですが、居住支援サービスの相談を行う窓口と賃貸物件情報の紹介を行う窓口を事務局である社会福祉協議会に置きたいと考えております。居住支援サービスの相談窓口業務の実施主体は社会福祉協議会とし、実施内容は制度説明や事業案内等を考えています。

賃貸物件情報紹介サービスの窓口業務は予約制とし、予約業務は社会福祉協議会で行う予定です。実施主体は千葉県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会にお願いしたいと考えており、まずは月2回実施してはどうかと考えております。また回数については、状況により検討を行うことも考えています。賃貸物件情報紹介サービスの窓口業務を行う日に社会福祉協議会で行う居住支援サービスの窓口も併設し対応します。

なお、既に社会福祉協議会からは場所を提供していただくことについて問題ないという回答をいただいております。

続いて5番目に、その他の主な居住支援サービスを記載しておりますが、こちらは後ほど議事の5で説明いたします。

最後に6番目としまして、検討すべきモデル事業としています。こちらについてはいずれ検討が必要と考えておりますが、現時点では5番で示した居住支援サービスにめどが立ってからと考えております。

居住支援協議会の組織・委員構成等について、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。前回いろいろと議論になった内容ですね。今回は事務局を社会福祉協議会というふうにしていますけれども、高橋委員、何かありますでしょうか。

○高橋（孝）委員

社会福祉協議会の高橋です。今お話にもありましたけれども、事務局を社会福祉協議会でということで、既にお話しされていますけれども、私ども社会福祉協議会としても事務局をぜひお引き受けさせていただいて行いたいと考えております。

事務局においても何度か話し合いを持ちまして、私どもの理事会、10月24日に開催されたのですが、そこでも事務局について事業実施に向けての議決がされましたので、今後、来年になりますけれども、向けて社会福祉協議会としても準備をしていきたいと思っております。

ます。

ただ、このようにいろいろなサービス等々、協議会についてはまだまだ私ども社会福祉協議会としてもわからない部分もありますし、住まいに関する相談や住居支援サービスの構築等々、まだまだ私どもでは経験したことがないようないろいろなことが出てまいりと思います。皆様、各関係機関と協力、連携をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

大変心強いお言葉で、安心しました。

○副委員長

今、言っていただきましたからほとんどいいのですが、実は私も今までほかでもやっているのですが、この居住支援協議会の窓口というのは、やはり福祉的な視点がしっかり入っていることは当然です。そういった意味で、社会福祉協議会がお引き受けいただいたというのは、ちょっとユニークでよかったと思います。

けれども、やはり住宅の相談なんですね。住宅の相談というのは、もちろん全日さんとか宅建さんに住宅のあっせんとかはお願いするのだけれども、それにかかわったいろいろな課題が出てくるはずですよ。結構難しかったり、いろいろなことがあるんですね。だからそれは私もかかわるのでしょうけれども、一緒に考え研究しながら、非常に創造的、開発的な活動になると思います。今まで前例があるわけではないから。

そういった意味でちょっとおもしろいなと思って、一生懸命やってくだされればそれが一番いいし、福祉的な視点がかなりしっかり入っていて、何とか来た人についてはいい方向で結論を出せるようになるというのがいいのかなと。

○委員長

どうぞ。

○高橋（弘）委員

遅れて来まして申し訳ございません。今の事務局の件ですが、実は宅建協会で受けることが僕は一番だろうと思っていまして、このことについては住宅政策課にそのことを伝えて、宅建協会の内部の理事会は通してきたんです。通してきたことをお伝えしたところ、先日お電話があって、社会福祉協議会に事務局が決まりましたということだったんです。

なんかよくわからないんですけども、なんで社会福祉協議会が住宅の手伝いをするんだろうというのが全くわからないんです。どうして私たちが申し出をしたことが社会福祉協議会にいつの間にか闇の中であつたのかが理解できないんです。

というのは、結局、今この会で開かれていることの大きなテーマの一つは、民間賃貸住宅の活用をうまくできないかということで、それがテーマに上がっているのだと思います。その窓口を私、開こうと思って宅建協会のみんなに根回しをしたんですけども、そうではなくて福祉協議会のほうにということになると、また後ずさりになってしまうような気がするんです。

私は、不動産協会、全日も全宅もそうですけれども、窓口を広げて、これから高齢者、障害者の人たちに門戸を開けるような姿にしたいという協議会でこの会があるはずなのに、どうも形ばかりの会になってしまうような感じがしなくもないんです。多少波風は立つような気はするのですが、もう少し現実的な路線に行かない限り、形は整うけれども何の効果もない会になってしまうような懸念がちょっとしているところです。

だから、この件について反対ということではないのですけれども、なぜ社会福祉協議会が妥当だということになったのかについて、ご説明いただければと思います。

○委員長

これは、船橋市のほうからちょっとお話いただくとよろしいですね。お願いします。

○事務局（住宅政策課長）

なぜ社会福祉協議会に事務局をお願いすることになったのかというところをご説明したいと思います。中島委員からもお話がありましたし、庁内検討委員会の中でも、住まいの相談というのは、住まいを見つけるだけにとどまらず、その周辺にある課題の解決が必須であろうという話が出ております。

その課題というのは、基本的に福祉的な課題、お金の問題ですとか生活の問題、介護の問題、そういったことが非常に強く絡み合ってきますので、そこを社会福祉協議会の社会福祉に精通した方にコーディネートしていただいて、住宅に入れるような条件が整ったときには、もちろん宅建さん、全日さんのほうに、住まいを提供していただくところについてお願いしたいと思っております。

もちろん、社会福祉協議会だけでその問題が解決できるわけではありませんので、そこでどのように宅建団体の方にかかわっていただくかということは、この場で検討をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長

どうぞ、林委員。

○林委員

私は、今回の福祉協議会のほうで窓口をやっていただくのはとてもいい策だと思っております。本当に、先ほど言われましたように、大変な中を家を借りる方が低所得者というのは多いわけです。家を借りればいいだけの問題ではなくて、その後、死にゆくさまざまなことですね。そういう意味においては、やはりこの福祉協議会の方々のお話はプロだと思うし、そのほうが、こちらは宅建さんですが、私、全日のほうとしてはそちらのほうがやりやすいのではないかと思います。

○委員長

船橋市の市民の方が何か住宅に困って、あるいは関連する福祉に困って行く窓口が、まず社会福祉協議会に設けられた窓口に行くということですね。そこは一本化されているということです。その後で住宅について本格的に探すことになったらこちらにつなぐという仕組みになっているわけです。そういう意味では、一般の市民の方からすると、いきなり宅建業者のところに行くよりは、ワンクッションあったほうが行きやすいというのはあるかもしれないですね。

どうでしょうか、高橋（弘）委員。

○高橋（弘）委員

仏をつくって魂入れずになるような気がしてならないんです。結局、空き家を、あるいは賃貸住宅の空いているところを貸してくれる業者がいなければ、今と同じ、状況は変わらないんですよ。一番大事なことは、賃貸住宅が空いているにもかかわらず、年をとった方、障害者の方に開かれていかないということを打破することのほうが僕は大事なような気がす

るんです。

それは、社会福祉協議会に行かれたほうが気が楽になる方もいらっしゃるでしょうし、そういうことはあると思います。でも、今と何も変わらない。何が変わるかといったら、社会福祉協議会に事務局、窓口ができましたと。窓口と宅建協会、あるいは全日と打ち合わせができます。打ち合わせをしたところで会員が貸しませんよということになっていけば、何も変わらないんです。だから、変えられるようにすべきところを変えていかないと、この会議が有効になっていかないのではないかとというのは、僕が懸念していることです。

○委員長

ちょっと私の意見。趣旨は少しわかることがあります。要するに、大家さんに説明しなければいけない。そのときに何らかの肩書があったほうがいいわけです。宅建業者として行くよりは、居住支援協議会の関連として、そういう肩書を持って行った方が大家さんと話をしやすいということがありそうですね。ですから、相談窓口は仮に福祉協議会であったとしても、宅建業者の役割は非常に大きいと思いますので、連携のつくり方ということになるのでしょうか。

○林委員

今、お話しになられたこともわかります。それは何も私たちが一生懸命努力をしたところで、ある意味では絶対貸さないという大家さんがいらしたら、それは同じことなんです。もとに戻るとか何とかという話ではなくて、やはり開いてほしいというのは今まででもあるわけですが、そこへ福祉協議会のほうの肩書なりそういうバックが入ったほうが、大家さんとしても、幾らだからこれ貸してくださいといっても、貸す人は貸すし、貸さない人はずっと貸さないわけですよ。だからそういう意味では何も今までと変わったことはないと思う。かえってやりやすくなるのではないかと私は思っております。

○副委員長

やりやすくなるかならないかはちょっとよくわからないんです。むしろ、この居住支援協議会で住宅あっせんというのは2つの団体に出て頂くことになっている。宅建さんのほうで事務局をやってもいいよとはおっしゃったけれども、前回決まらなかったし、全日さんもうらっしゃいます。東京とか関東のあたりでは2つの団体がともに協力していただく。それは不動産屋さんの下に家主さんたちがいらっしゃるから、それぞれの家主さんまでこの話をよくしておかない限りは、やはり断るんですよ。やっていますよとふだん言っているのにね。それから、電話でお願いしますと言って、じゃあその人が行って、見たら電話で聞いたよりやっぱりちょっと年以上に年とっているみたいで、これはあかんと思って、ごめん、だめだったとか、そういうこともあるんです。

だから、できれば事務局であるなしにかかわらず、これから積極的にご協力いただくような形になると思います。私ずっと以前に建築家だとか大工さんの組合で相談業務というのをやったことがあるんです。それも、1970年代ぐらいからいくつかの経験がありますが、相談業務というのはあくまで相談として第三者がやったほうがいいんです。

そうではなくて、いわゆる関係する業者さんというのが入ってくると、そこでいろいろなトラブルがあったりするから、まず第三者がやるけれども、この居住支援協議会の場合には、多分、福祉協議会の方が窓口にいるのと同時に、月2回だとしたら、その片方は全日さん、片方は宅建さんの方が控えている。来るうちの3分の2ぐらいは住宅をどこか見つけてほしいと来るとは思いますが、そういうふうになった場合はすぐに隣に控えているどちらの方が、レイズで探すんでしょか。つまりご自分の関係だけではなくて、探してみ、幾つか

の候補があって、そこにどうかねと。

どうかねといったときに、そのどうかねの相手がいろいろこの居住支援協議会のことを理解してくれて、大変だけれども市としてはいろいろサポートするから何とかならないだろうかという話をさせていただいて。その後の支援のこともちょっとあるんですけども。

だからそういう形で、事務局自体は社会福祉協議会がむしろなったほうが、例えば低所得で、この方は生活保護のほうに行ったほうがいいのか、障害者住宅改造のほうに行ったほうがいいのか、そういう話が出てくるんですね。そういうことに長けた方が窓口につく場合ももちろん宅建さんの場合だとあるかもしれないけれども、基本的には社協のほうがいいかなと。住宅を探してほしいという方の場合はもちろんその辺に控えていただいて、どういう分担にするかとかありますが。だから、前回おっしゃっていたのを私もずっと気になっていたんです。ただ、宅建さんが事務局をやるというのは決まっていないから、もしやるとしたら今日言うのかなと思ったけれども、もういろいろ検討させていただいてしまいました。

○高橋（弘）委員

もうちょっとだけ。

○委員長

どうぞ。

○高橋（弘）委員

今般、船橋市外に事務局を置くというのは、国からの補助金が1,000万円出るから外部に置くということですよ。たしかそういう話だったと思うんです。市のお金を使わずに国のお金を使えて、事務局を設置することで1,000万円の補助金が出るということがテーマの中の一つにあって、外部に置きましょうという話だと思うんです。もしこれが1,000万円出ないのであれば、結局、住宅政策課が窓口になっていけばいい話だと思うんです。それを外部に置きましょうということで社会福祉協議会に置く。

でも、結局来る人たちは同じことの繰り返しになるだけで、何も進んでいないということになるのではないかということをお慮しています。いろいろな意見はあると思います。ただ、大家さんもありますが、結果的には多分半分以上、私たちがイエスと言えれば大家さんは説得できるんです。だけれども、こういった会議がこういうふうにかかれて身近なものになっていないんです。

多分、全日さんもそうですけれども、私たちほうでも、私がこういう会議が開かれましたという報告は月に1回はします。でもたった1分か2分です。これでこの会議の濃い部分の話が伝わるかといったら、絶対伝わるわけがないんですね。だから僕は、蟻の穴でもいいから開けたほうが、きっと困っている人たちには身になるだろうなと思っています。

だから、今、福祉協議会の方の事務局がいけないということではなくて、1,000万円のためにやるのだったら、そんなものもらわないで、住宅政策課のほうでやればいいのかということも頭に浮かぶことだし、前回の居住支援協議会設立準備会の議事録を読まれた方が私の仲間にもたくさんいました。結局、型にはまった文言と型にはまったことで、具体的な結果は多分導き出せない会議のように見えたねということをおさん言われました。今回もそういう形になってしまうのはちょっともったいないと思うんです。

本当に困っている人がいるのだったら助けてあげたい。助けるためにはどうするかということをお、大局的なことではなくて、もう少し個別の感じで詰めていかないと、会議としては成立したけれども、結果的に助ける人が、何人かはもちろんこの会議の開催によって助けられる人は増えるかもしれませんが、多くの人助けられることにはならないような気

がするんです。

だから、もう少しイレギュラーであっても形を変えていくことを、今回の件は決まったことだからいいと思いますが、ほかの件でももう少し違う形の考え方を持たない限り、杓子定規な会議になってしまうような気がしてならないということをお伝えだけしておきます。

以上です、私は。

○委員長

むしろ大変前向きな内容なので、大変結構だと思います。やはり宅建業者の協力がないと進まないというのは事実ですので、場合によって今後何か宅建の、あるいは大家さんを集めたセミナーとか、そういうのをやったりしたらいいかもしれないですね。

いずれにせよ、まずは市民からの相談窓口をどこに置くかという話ですので、その後どうやって展開するかというのは、ぜひ今の高橋（弘）さんのお話を踏まえて充実していければと思います。

○中基委員

今のお話の中で、この委員構成とか組織構成は決定とおっしゃいましたけれども、今いただいている資料だと案になっているわけですから、事務局の方、これは決定なんですか。決定したものを報告しているわけですか。案ですよ。

○事務局（住宅政策課長）

はい、まだ案です。

○中基委員

ということですから、高橋（弘）委員がおっしゃったのもちょっと早とちりかと思います。まだ案ということですから。今日ご意見があればどんどん言っていただければいいのではないかと思います。

先ほど市のほうの説明で、14ページの国のアンケート調査の結果では、相談対応の実施主体は住宅部局が60%で圧倒的に多いですよ。次に23%で福祉部局、で、不動産団体等で20%となっているわけですから、私も社会福祉協議会が事務局ですという案を聞いたときには、ちょっと意外な感じはいたしました。

こういう国の全国的に見た内容からしても、事務局を設置しているところというか、相談対応をしているところが住宅部局になっているのに、今回の案は社会福祉協議会となっていますよね。この辺からしても、今、両方いろいろの意見があって、事務局を引き受けるところがなかなか難航するのではないかという気持ちで私今日出席しましたが、意に反してやりたいということがこんなにいっぱいあるのは、船橋はすごいなという気持ちで今感動している状態です。

ただ、両者のお話を聞いていて、私のほうの民生委員協議会からすると、高齢者の相談が一番多いというのが国のアンケートでも出ているわけですから、高齢者の相談というのは住宅ということで多分来るにしても、その前段とか住宅の相談をしているうちに福祉全般にわたっての相談になる可能性はあるんですよ、私たち日々の活動の中でも。

だから、住宅のみの、住宅だけ借りたいというのではなくて、借りたいという中にはいろいろな含みがあって、どういうわけで借りたいのかというのを聞いていくと、福祉の組織と連携しておいたほうがいろんなところとすぐネットワークができていますから、そういう意味では逆に言うとワンストップでこの対応ができるのかなということ。先ほど社会福祉協議会は頑張ってくださいという心強いお話がありましたけれども、高橋（弘）さんの宅建

協会とも連携をとることは十分可能だと思うのです。たまたまどちらが先に電話を受けるか、あるいは訪問を受けるかという話で、場合によっては同時に進行できるような体制をとっておけば、これはこの組織の案でも可能ではないかと思います。

ただ、ちょっと懸念されるのは、社会福祉協議会が今、市の福祉全般にわたって統括責任の部署になっていますので、その辺の事務量がどれぐらいになるかによっては、窓口は社会福祉協議会になっていても、実務としては宅建さんのほうにお願いしておいてやるということも可能だろうと思います。

そういう意味では、もう少しこの中で意見交換をした上で決定というふうにしないと、ちょっとしこりが残るといえるか、せつかくこれだけのメンバーの方が立ち会っているわけですから、もう少しもんでいただいて、市の案に納得ということによって一本化してやらないと、それこそせつかくいい居住支援協議会というものをつくっても、スタートからつまずいてはいけませんので、もう少しぎつぱらんに意見交換されていったほうがいいのではないかと思います。

○委員長

全くそのとおりなので、ほかに何かご意見あるいはご質問あればと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○中墓委員

高橋（弘）委員さんのほうはすごく積極的にやっただいて、市としてもすごく心強いと思うのですが、今のようなご意見ですと、まずは宅建協会のほうがドンと窓口にならないとまずいというお考えですか。並行して、窓口はこちらにあるけれども、ほぼ合同で動けるような態勢の中で宅建さんもかかわるといえるのはだめなんですか。

○高橋（弘）委員

まず初めにお断りしておかなければいけないのですが、やりたいと言ったわけではないんです。私は、やったほうが困っている方のためになると思ったので理事会を開いてもらっただけです。うちの会がそれをやりたいと思う理由は全くありません。

なぜかという、今、私たちの協会の中では、市との会議、例えば空き家対策協議会というものもやっていますが、結局何も決まらないよねというのは私たちの会の中では言われています。何の手伝いにもならないので、誰でもいい、その会に積極的に行かなくていいという話になってしまっている。結果の話です、これは。ですけれども、そうではなくて知識を持った人、あるいは意見のある人を送り込もうよということと、2つに分かれて会議が開かれているんです。

私がこのごろ思うのは、そういうふうには良識を持っている人もいれば、会議をよくすることなんて僕らにはできないよと思っている人が存在しているのは事実なので、思っている人たちに積極的に参加してもらって、さらにそのことを広めないと、どう考えても何のために居住弱者の人を僕らは手伝う必要があるんだということになってしまうような気がするんです。

その問題意識を僕は会員みんなが共有してくれれば、中にはわかってくれる人もいらっしゃる。先ほど言いましたように、半分ぐらいの人はわかってくれるので。ただ、それをしゃべる機会とか発表する機会がないんです。なので、440社ある会社のうち、多分このことに興味を持っているのは僕だけなのだろうなど。宅建協会ですよ。全日さんは違う会員数がいらっしやいますけれども。

ということになりかねないかなということも思っているだけで、やりたいわけではないん

です。だから険悪なムードになることもありません。協力することは協力しますが、そういう考え方もあっていいのかなというふうな、少し違う形の窓口といいますか、そういうことで蟻の穴が開く可能性があるのではないかなと思っているだけで、とにかく、これできくしゃくするようなことは決してありませんので。

○中墓委員

今の高橋（弘）委員の発言ですと、私が喜び勇んで、すごく積極的にやってくれるというふうに捉えてしまったのですが、趣旨はわかりました。

ただ、その中で、今例えば市の案で社会福祉協議会が事務局だとして、この案をたたき台にこれからスタートするのだらうと思いますが、組織の中身については今後また十分検討する機会はあるんですよ。

だとすれば、この社会福祉協議会が事務局ですけれども、この事務局に例えば相談窓口の日にちを1週間まるまるやるのか、1カ月まるまるやるのかという、そういうことも細かくいうと決めていないと思うので、そういったときに宅建さんのほうとの連携をうまくとって、場合によったら、案として、この事務局の中に宅建さんの職員も派遣されてきて、派遣とかスタンバイできるようなポジションをつくれれば、例えば福祉の相談に来た、確実に家が借りられないといったときに、後でまた連絡しますではなくて、その場でこういうところがありますよということも言えるような状態になれるのではないかと思います。

ただ、今ここで細かい組織論というのはナンセンスだと思いますので、大きく事務局がどこで、それをフォローするのが宅建さんとか不動産協会とか建築士の関係団体とかという、これが決まっているかどうかの話であって、細かいところまではこれから詰めていけば、場合によったら宅建協会さんのほうで考えているようなシステムも可能ではないかと思いますけれども。

○副委員長

先ほどの高橋（弘）委員のお話に関連して。私が別のところでやっている居住支援協議会では、宅建さんと全日さんが対等な立場で相談窓口に出ています。相当厳しい議論はあるんですね。何のためにやっているかとか。仕組みもいろいろあるんですけれども、こういうことをおっしゃったんです。宅建さんは、正確な名前が法人改革で公益法人に変わったんです。全日さんもそうですね。そういう形が変わったので、私たちはやはり社会的な貢献をしなくては行けません。この居住支援協議会でやるのは、市場では一人でふらっと行っても大体断られてしまうとか、そういう人たちが何とか助けましょうという趣旨です。

つまり、単純に窓口があってどこか紹介して案内して、はい、どうぞ、というのではない、もう少し後押ししてあげたりするような内容ですね。そのことをまた押しつけるつもりもないけれども、ここでは、ちょっと損をするということではなくて、社会貢献的な役割として宅建さん、全日さんがかかわって支援していただいて、そして空き室を埋めていく。そういうような内容だと思うのです。

だから、おっしゃったように、具体的な窓口はちょっとイメージしないと誤解するみたいなものだけれども、いろいろな相談が来たときはどこか窓口がないとだめだから、事務局のほうで電話を受けたり、それはするかもしれない。だけど相談窓口のときには、そこに社協の相談の方もいらっしゃるのだけれども、同時に月2回なら2回のどちらかを、1つは全日さん、1つは宅建さんにするとか、こんな話をしているんですけれども、必ずいないと無理だと思います。

ここに来て、「あなた、そんなに大変だったらやっぱり生活保護のほうへ行ったらいいですよ」と。生保の、生活支援課にどうぞと案内してあげたり、それから住宅をとにかく探して

いるのだとすれば、基本的ないろいろなこと聞く必要があるかもしれないけれども、「ちょっと全日さん探してください」という形でのかなり独立した相談員としていていただいて、できるだけその人にとってプラスになる方向をやってほしいんです。

そのためには、先ほどご自分しかなかなかこういうのがわかっていないとおっしゃったけれども、多分これから3月いっぱいまでに協力していただくところにいる話をして、研修会をすとか、4月以降になってもそうなんですけれども、そういうことをしながらお互いに広げていってやるのがいいのかなと、私はそう思っているんです。

だから、決定はしていませんね。全て案だったと思うから、今日、事務局どうするかは本当に納得するような形で決めたほうがいいと思います。社協さんは社協さんでいろいろ検討されて、ようやく、住宅のことをやっていなかったけれども引き受けられたわけですね。だけど決定ではないですから、ちょっと検討したほうがいいと思います。

○林委員

私のほうも、このお話はうちの全日のほうにも話しました。協力を惜しまないので、それは協力で。でもこれによって個々の不動産屋が利害を得ようとするには余りにも金額が少な過ぎます。そういう意味ではそういうことを一切考えておりません。だから、窓口は公共の窓口でよろしいと思います。

そして、やっぱり不動産屋というのは、来る人はお店に来るんですから、来ない人のためにこうやってお話ししているんですよ。その来ない人が一番来やすいのがやはり福祉協議会だと思います。そのためには、やはり私たちは陰の存在ですので、必要だったら呼んでくださいれば行きます。そういうことをうちのほうのトップは言っておりました。

○委員長

いろいろな意見が出ましたけれども、私いろいろ伺っていて、今回の活動については、いわゆる高齢者などの市民への対応という柱と、もう1つは家を貸してくれるオーナーに対する発掘という2つの柱がありますね。実際にはこの2つの柱を進めていくのがとても大事なことなので、まずは相談窓口は社会福祉協議会として、その後、この後予算案の検討に入りますけれども、予算の中ではぜひ大家さんを発掘するための活動とか、そういうところにきちっと予算をつけて、それで進めていくのがいいのではないかと思います。

○林委員

そうですね。それ以外は裾野が広がらないと思います。

○委員長

というような方向でいかがでしょうか。

1. 議事

(3) 予算案について

○委員長

では、組織のあり方の決定は最後のまとめた段階で決めていきたいと思いますので、次の予算案についてご説明いただけますか。

○事務局（住宅政策課主事）

予算案についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。平成29年度の船橋市居住支援協議会の予算案を示しています。

前回の準備会の資料で国が例示している事業にかかわる経費の内訳を示しましたが、今回は社会福祉協議会を事務局とした場合の予算案を作成いたしました。

詳細については今後社会福祉協議会と詰めていく予定ですが、お金の流れとしましては、まずは市が事務局である社会福祉協議会に助成金として歳出し、事務局である社会福祉協議会が来年度末に決算報告をし、残額を市に戻していただく流れをとります。

予算案について、以上でございます。

○委員長

今のは予算の流れですね。まず、市から事務局である福祉協議会に支出し、そこからさらにいろいろ支出していくという流れです。何に支出していくかという説明が全くなかったのですが、そちらのほうが重要なので、何か補足ありますか。あるいは、それについてはこの場でいろいろ議論していったほうがいいということでしょうか。

○事務局（住宅政策課主査）

予算案の内訳ですけれども、資料3をご覧くださいと思います。

内訳ですけれども、人件費、これは事務局としての人件費と相談業務、窓口を担う人件費の総額が380万円となっております。

そして報酬、これは先ほど先生がおっしゃっていたように、セミナー等を行う際の講師謝礼としております。

次に旅費です。これは事務局の旅費、あとは会議等の実費弁償となります。

次に需用費です。事務局が運営するのに必要となります消耗品、光熱水費を需用費として見ております。

次に役務費です。同じく通信費といろいろな振込等を行うための手数料。通信費は電話代とかそういうものの予算としております。

次に委託料です。これは今後オーナーさんや市民の方に周知するために、わかりやすいパンフレットをつくるための業者さんへの委託料としています。あとはホームページ構築も委託して、わかりやすいホームページをつくっていきたいと思ひまして、予算案としております。

あと使用料及び賃借料ですけれども、これは社会福祉協議会に事務局を置いた場合、窓口を使用するときの事務所の家賃も国庫補助の対象としておりますので、これも見ております。また、セミナー等で借りる場合の会場使用料。あとはこのとおりパソコンリース料とコピー機リース料、こういった内訳になっております。

以上です。

○委員長

何かこれについてご意見。どうぞ。

○中基委員

総額が484万円ということで設定していただいていますけれども、先ほどの事務局の5番のサービスの中で、金銭、財産管理サービスとか書類等預かりサービス、これは預金通帳とか年金証書などの預かりということで考えているようですが、単純に社会福祉協議会で預かるということでは多分ないのだろうと思います。もう少しきちっとした後見人のようなところに委託するのだろうと思いますが、そういう予算は今のお話だとここには全然盛り込まれていないと思うのです。先ほどの高橋（弘）委員のお話だと、1,000万円ぐらいが限度なんですか。だったらもっととどンドン使える費用は計上して、必要なものは出しておかな

いと、これだけでやると、先ほど高橋（弘）委員が言ったように形だけのものになってしまうので、もう少し実務的な予算もここにに入れておかないといけないのではないかと思います。

例えば緊急通報装置を貸与する事業といっても、民間の警備会社と契約するわけですよね。委託料というのか、そういったものもないと仕事にならないと思うんです。委託料はパンフレット作成とホームページ構築のみの予算ですから、そういったものも入れておいて。それから、人件費も何人ここにスタンバイするかわからないですが、380万円計上しています。この辺も場合によったら、まだこれは案だろうと思いますので、そういった実務的な予算も盛り込んで、1,000万円にならないようにするのがいいのでしょうかけれども、480万円という半分しか使っていないですから、まだ十分検討の余地があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長

予算総額はもうちょっと増やせるんですか。事務局、いかがですか。

○事務局（住宅政策課長）

国からは重層的住宅セーフティーネット構築支援事業ということで補助金をいただくことができるのですが、その委託費の内容としては、事業の主たる部分以外の提携的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指しますということになっていまして、国交省に確認したところ、例えば残置物処分のサービスとかそういったことは対象にはならなさそうなので、今回の事務局経費と事業に関する経費は分けて考えたいと思っております。

○委員長

これは事務局経費であって、事業に関する経費はこれとは別にさらに予算立てするということですか。

○事務局（住宅政策課長）

事業についてはまだ庁内で検討中です。後で話題としてまた上りますので、そこで議論をお願いしたいと思います。

○委員長

いずれにせよ、今回この左側のページにある「その他の主な居住支援サービス」というのと連携して実施していかないと多分うまくいかないの、この部分についての予算をどう考えるかというのはとても重要ですね。さらに、モデル事業的な位置づけで一部補助するというのも、たしか国は受け入れたはずだと思っているのですが、そういう予算立てでもあるのではないですか。例えば居住支援サービス全額をユーザー負担とか大家負担ではなくて、居住支援協議会から一部補助するというのは十分あり得るので、そういうことができると、多分、魂が入っていくのではないのでしょうか。

○副委員長

2つあるんですが、さっき事業費は別にというから、別なかわからなくなっているんですけども、いわゆる相談業務がありますよね。この相談業務をどう組むかということがまた同じように出てくるんですけども、社協さんに事務局はお願いして、相談もやる。そこまでは皆さんわかったんですけども、私はそのときに必ず宅建さんか全日さんが一緒に窓口に行って相談に乗るといふふうにしたほうがいいと思うんです。実質的にね。そのほうが住宅を探しに来た人はすぐに、ワンストップに近い形で。

そのときにそういう住宅をあっせんしてあげる相談員の方に対する報酬というか、それは業界にかかわらず相談員としてのお金を出すべきだというのは私の結構硬い意見なんです。背景はもちろんそれぞれの団体があるんだけど、そこに相談に来て、レインズを使ってその人に一番合ったところを探すという、そういう住宅を探す業務はやはり独自にその場でお金を払ったほうがいいだろうと。

月に2回というか、2回は少ないかなとちょっと内心は思うんだけど、月2回で1回は予約で1時間ずつ3人と書いてありますね。そうだとしたら、宅建さんと全日さんがミックスでやってもいいし、1週目は宅建さんだとして、そうすると3時間ある人が相談に乗るわけですね。3時間の単価をきちんと払うというふうにして。きっと安いですけども、きちんと払って、相談の役割をするという位置づけをしたほうがいいというのが一つです。

それから、もう一つ、さっき小林委員長も言いましたけれども、その他の主な居住支援サービスの中で、業界がいろいろやっているところもちろんあるのだけれども、同行支援サービスというのか、内覧の同行とか契約時の立ち会い、このあたりが必要ではないかという気がするんです。

家を探してくださったけれども、高齢者の方が、「そうか、ここか」といっても、行かなかったり、行ったけれども断られるというか、そういうこともなくはないんです。既に居住支援協議会でも何件もそういうのが上がって、神奈川県などにいろいろ聞いてもそうなんです。だから、そういうときに同行してサポートしてあげるというのは、やはり居住支援協議会なんかでないとだめなのかなと。だから、同行支援サービスというのをどこの団体に頼むかよくわからないですが、社協のどなたかがやるのだったら日当を出してやる。その予算を出しておく。

不動産関係の人は、最初そういうことを言ったらすごく怒ったんです。そんなこと必要ないと。だけれども、実際問題としてそうやって断られて帰ってきちゃうんですよ。契約率がうんと低かったからどうしてだろうと思ったら、その人は行ったら断られましたとか、行かなかったですとか、そういうことになってしまったんです。

だから、人によりますけれども、全員やれというのではなくて、かなり高齢だったり大変そうだったら、同行サービスをつけるということで、一日どのぐらい時間がかかるかあれですけども、3時間だったら3時間分の手当を出すという。だからそれを予算に入れるのだけれども、これはここに入れるか別なのかがちょっとわからなかったです。

○事務局（住宅政策課長）

あっせん相談員の報酬については恐らく国庫対象となると思いますので、これは幾らぐらいがいいのかなというのはございますけれども、検討したいと思います。

同行支援サービスは、福岡市の社会福祉協議会で1回500円の本人負担という形でやっている実例がありますので、そういったことを参考にしながら、どこがやるのかということも含めて今後考えていきたいと思います。

○委員長

ほかにご意見ありますか。どうぞ。

○高橋（弘）委員

今、高齢者の話ばかりが上っているような気がするのですが、居住弱者というのには障害者もいるのだと思います。その件について何も話がされていないのはちょっと残念だなと思いますが、障害者についてはやはり断られることが多くて、それであればということで平成25年4月に総合支援法というのができたのだと思います。

先般、小林委員長のほうから用途変更についてかなり大変なものがあるということでご案内があったと思いますけれども、用途変更をするに当たって、千葉県にはERIとビューローベリタスという、建築基準法の適合状況調査機関というのは2件しかないんです。その審査をするのに40万円から70万円かかります。空き家にしても、あるいは住宅を障害者の人に貸そうというようなことにしても、それは30%の人しか検査済証を取っていませんので、用途変更がほとんどできないのが現状です。でも、この適合証明を取れば、用途変更することができるんです。それをするためには非破壊検査とかいろいろなことが必要なんですけれども、そういったことへの補助などがこの予算書の中には何も入っていません。

ですから、もう少し障害者の視線とか、そういうところに関する考え方というのか、その辺が入っていないと、書いてはいませんけれども、高齢者のためにはこうなっていますよという感じはするのですが、障害者についての考え方がどうも一つも見当たらないというのが僕の個人的な感想です。

○委員長

何か事務局のほうはありますか。どうぞ。

○福祉サービス部長

福祉サービス部長でございます。今のお話は、用途変更ですので、多分、グループホームのお話だと思います。グループホームについては、スプリンクラーの設置と、国土交通省のほうで平成26年8月22日だと思いますが、200平米未満の建物と100平米未満の建物の要件緩和をされていまして、スプリンクラーを設置するとか一定の基準を設ければ、今まではだめだったものがオーケーになっております。

そういうことも私どものほうで障害部門だとか指導監査部門のほうには徹底しておりますし、障害者のグループホームについては、スプリンクラーの補助の制度がもう既にできております。ちょっとこの問題とは別でそういう制度もございますので、そちらのほうをご活用願えればというふうに考えております。

○委員長

今の話と実はちょっと内容が違って、グループホームを寄宿舍と判断するのですが、寄宿舍と判断した上でその要件を国は緩和したんです。しかし、今問題になっているのは住宅を寄宿舍と用途変更するときに既に大きな問題が発生するので、その国の緩和はほとんど効いていないという意味なんです。

今まで住宅だったものを寄宿舍に用途を変えとなると、少なくとも2つ壁があって、1つは今、高橋（弘）委員がおっしゃったように、もともと検査済証を取っていないと、取り直しの上で用途変更しなければいけないという問題と、用途変更すると全て現在の最新の基準に合わせなければいけないので、この2つがかなりハードルが高いのです。その上で寄宿舍と判断した後、面積の小さいものに国は規制緩和しましたけれども、事実上ほとんど使われていないですね。という事情です。

○福祉サービス部長

すみません、ちょっと確認ですけれども、基本的にそれは100平米以上の物件ということで、100平米未満ですと、そもそも届出義務がなかったのかなと思うのです。

○委員長

それは正確に言うと、確認申請を出さなくてもいいというだけで、100平米以下は守ら

なくていいという意味ではないんです。それで、福島県、愛知県、鳥取県は、200平米未満の一戸建てをグループホームに転用するときは、用途変更ではなくて住宅のままですという運用をしたんです。だから空き家活用が進んでいるという事情ですね。

課題としては書いてありますので、今後、船橋市もぜひ検討していただければと思います。

○副委員長

一つ障害者に関して言ってよろしいですか。身体障害で住宅改造をしなくてはいけないというのももちろんあるし、その場合の助成がどうだとかということもあるのだけれども、一番難しいのは精神障害ではないでしょうか。統合失調症とかいったらほとんど難しかったり、障害のレベルによりますが、これはやはり限界かなと思っていて、だからその辺は課題ですね。どうしていいか私もわかりません。

○委員長

そうですね。知的障害、精神障害、ランクがいろいろあるので、重度になると確かに対処が難しいですね。軽度の人たちの場合はグループホームで対処するということもあります。グループホームにはちゃんとヘルパーがついていますので。

○林委員

もう、そうすると病院に行くしかないという。

○副委員長

重度の方はね。軽度でも大体それがわかっちゃうと断られますよね。だから、本当はNPOなんかでやっているのは、24時間つながりを持って、何かあったら行きますからどうぞとやるんですね。一般のアパートでも。それができるか、支援体制が。

○委員長

話題が少しずつずれていきますけれども、予算案についてはいかがですか。確かに予算案に今いろいろ話が出ているような具体的な事業を展開するイメージが入っていないので、そこが多分課題に見えるのでしょうか。何か事務局からありますか。

○林委員

1,000万円出るから、1,000万円使わなければいけないということもないわけですよ。

○委員長

そうですね。必要な金額を申請するということです。いかがでしょうか。

○事務局（住宅政策課長）

事業の経費をここに載せてしまって、その事業によって住宅確保要配慮者の個人個人が何かメリットを受けるようなものは対象外だというふうに聞いているんです。モデル事業ということでしたら大丈夫なのかもしれませんが、だから、ここに例えば検査の費用の補助金を入れましょうとかそういったことは難しいのではないかと考えております。

1,000万円の枠は確かにありますけれども、例えば人件費一つ見ましても、さっき何人工ですかというお話がありましたが、恐らく1人工には満たないだろうと思っています。お一人の方が今日は何の仕事をしたという、社会福祉協議会の職員の方であれば業務日誌を

毎日つけていただいて、今日は3時間この事務局の仕事をしました、明日はしません、あさっては2時間やりますみたいなことの積み重ねによって、3月10日締めなんですけれども、3月10日までの間に何時間働いて、その方の時給は基本給部分で幾らもらっているのかということで、掛け合わせたものが人件費として認定されるようです。ですから、1,000万円まであるからあれもこれもやってみようという考えは、ちょっと通用しないと思います。

○委員長

ただ、居住支援サービスについて、それを組み立てる初期費用とか、一部を居住支援協議会の費用で負担というのはたしかできたと思うのですけれども、いかがですか。

○事務局（住宅政策課長）

その辺は国に確認、相談しながら進めて、なるべく対象となるものは組み入れていきたいと思っています。

○委員長

ほかに何かご意見あれば。どうぞ。

○中基委員

今の人件費の話ですが、1人工というのは1人だけということですよ。それが例えばここに書いてある380万円、毎日出ると1人分になるかもしれないけれども、1週間に2日とかと限定すれば、2人出ていても1人分の予算で済む可能性はありますよね。そういう意味では、先ほど意見を述べさせていただきましたけれども、社会福祉協議会の職員オンリーではなくて、建築に詳しい方、あるいは不動産に詳しい方たちが同席して受け付けできるような窓口にしないと、実務的には形だけのものになると思うのです。

というのは、私ども日常の活動をしていても、民生委員が相談を受けるのは低所得者の方です。もしくは無収入に近い方が相談に来ます。今回の居住支援協議会というのは、それなりのお金は持っているけれども、障害があったり、ひとり者だから部屋が確保できないという方だとすれば、場合によれば福祉関係の窓口なんかには相談しないで、ストレートで駅前の不動産屋へ行って、こういうところへ入りたいんだけど行く可能性のほうが大きいような気がするんです。

本当に貧しいというか低所得者の方だけを相手にするのであれば、福祉関係の職員1人いればオンリーでオーケーだと思いますが、やはりこの支援協議会というのは、以前にも協議会の中で説明していただきましたけれども、ある程度のお金は持って居住が確保できない人を支援するのだというふうにお聞きしているので、だとすればそういったスタッフもそろえておかないと、来た人が、後でまた回答しますでは帰ってしまいますので、二度目の相談に来ないかもしれませんから、やはり来たときにある程度の目安がつけられるようにするには、そういった相談員が同席、あるいは複数でいるほうがいいような気がします。

○事務局（住宅政策課長）

1つ目の、ワークシェアみたいな形は認められております。宅地建物取引業の方が相談窓口においていただく際の費用については、先ほど中島委員からもご指摘がありましたので、どういう形でそれを盛り込むか、幾らにするかというのはもちろんありますけれども、盛り込んでいきたいと思っています。

○委員長

あと、私最初に言いましたけれども、相談業務というのは、市民とか住宅に困っている人相手の相談業務と、もう一つは賃貸住宅オーナー向けの相談業務というのがあります。それがないと多分貸し手が発掘されないので、居住支援協議会にとっては重要なんです。だから、相談業務1とか相談業務2にして予算立てしていただくといいのではないのでしょうか。そうしないと多分発掘が進まないのではないのでしょうか。

○事務局（住宅政策課長）

貴重なご意見ありがとうございます。その方向でもう一回ここは考えていきたいと思えます。

○委員長

ほかに、いかがでしょうか。

○副委員長

パンフレット代ですけれども、これでいけるかどうかちょっとわからない。最初だから、いろいろな形でいろいろなところに出したらいいと思っていますけれども、不動産関係、家主さん、民生委員の方、自治会の方、市民向けにいろいろな窓口に出すとか、そういうふうにしてやっていったときに、どのレベルのどのぐらいのパンフレットにしたらいいか、それぞれ内容が違うわけだけれども、30万円でいけるかちょっとわからないという感じがします。想定して1,000単位ぐらいで必要になるとしたら、もうちょっと多くていいかもしれない。

○事務局（住宅政策課長）

私たちは市民向けと、オーナー、大家さん向けぐらいしか想定しなかったのですが、今のお話だと宅建団体向けとオーナー向けと市民向けと、あと市民を支援している方々向けの4種類ということによろしいですか。不動産団体が合わせて幾つぐらいあってみたいな、もし基礎的な数字をお持ちの方がいらっしゃったら教えていただけますでしょうか。

○委員長

いかがでしょうか。パンフレットを配布する先という意味ですか。何件あるか。不動産業者、何件ですか。船橋市で会員の数。

○高橋（弘）委員

宅建協会は420です。

○委員長

全日は。

○林委員

300。

○委員長

合わせて800ぐらいですか。ですから、不動産屋さんには最低1,000は必要ですね。

○高橋（弘）委員

私、この480万円が先ほど来、事業計画が入っていないのではないかなという話もありましたけれども、これも机の上に飾ってあるおもちのような感じがして、何にも役に立たないのではないかなと思うんですよ。

例えば、先ほど申し上げましたけれども、この会議に出ている私は困っている人がいることを知っています。ですが、不動産協会の会員はほとんど知らないですね。それを知るようになるためには、例えば住宅政策課が（来て説明をする）。宅建協会は月に1回しか会議がないんです。月に1回しか会議がなくて1時間しかないうち、いろいろな委員会がありますから、私が発表できて1分です。その時間でこれを説明するのはほとんど無理ですね。だからこういう会議が開かれました、で終わってしまいます。これを広げようと思っても広がらないんですね。

月に1回その会議が開かれていて、年に3回講習会というのがありますが、そこに例えば政策課が来て、この説明をすればわかってくれる人は（いるのではないかな）。これは行かなければいけない義務になっているので、多くの業者が来るんです。そういうことをもう少し歩み寄りというのか、こちら側に来てもらうことで結果は出てくるのだと思います。

このままの予算だと——このままの予算という言い方はよくないですね。この予算だとそういう予算取りがされていないので、例えば政策課の方が来られるか、あるいは福祉協議会の方が今までのアンケート結果がこうなっていますよとか、そういうものを発表される時間をもって講習とかに来られれば、そこには人件費がかかるわけですから、そういうのを予算立てに入れておかないこと自体が、広げようと思っていないのではないかなというふうにしが見えない。

○委員長

そうですね。PRにかかわる費用というのは20万と35万だから、初年度で55万円だけですね。多分、もう少したくさん必要なのではないのでしょうか。

○事務局（住宅政策課長）

今のお話で、例えばセミナーをやるという企画ですとか、開催そのものですとか、細かく言いますとそのアンケートの結果の集計ですとかの人件費は、全て事務局の会議運営等の「等」の中に入っております。例えば住宅政策課の職員が行っても、私たちは公務員ですから、その人件費はここでは見ることはできません。

○委員長

具体的な話はそれでいいのですが、実際には初年度は相当幅広く広報していかないと多分広がらないと思います。その広報の具体的な内容のイメージとか、それにかかる費用とか、そういうのが伝わるような予算立てになっているといいのではないかなということですね。

○事務局（住宅政策課長）

資料2の「居住支援協議会で行う内容」という欄がございますけれども、ここに入っているものが全て事務局経費には含まれているとお考えいただければと思います。

○副委員長

わかりました。費目別に出しているからなんですね。だから、事業別にこれを書いていたければ、どういう事業をやるか、これに対して幾らここでかかるかとか、それがわかるんですけども、何となく費目で人件費、報酬となってしまうから、きっとわかりにくいのではないのでしょうか。

○委員長

これは国に出すときの費目がこうなっているので、それに合わせているのだと思いますけれども、ただ、それはあくまで国に出す資料の話なので、内部で議論するときは、こういう事業にこれくらい使うとかというふうになっていないと、議論が進まなくなりますね。先ほどこから、どちらかという前向きな意見がいろいろ出ているんです。こんな事業をやったらどうかと。それらをぜひ取り込んでいって、それで予算立てをしていくといいのではないのでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。この予算案を議論しながら実際にどんな事業展開をするかというのがイメージが湧いてくると思いますので、気になることがあったらどんどん出していただければと思います。よろしいでしょうか。

とりあえず今まで出た内容をもう一度事務局で検討していただくということでよろしいでしょうか。

○副委員長

決定というところでね。

○委員長

結論は最後にやります。やはり全体をとおしてということが大事ですので。

1. 議事

(4) 会則案について

○委員長

4の会則案について説明をお願いします。

○事務局（住宅政策課主事）

会則案についてご説明いたします。資料4をご覧ください。こちらは国で示している居住支援協議会会則例です。これらを踏まえて資料5で船橋市居住支援協議会の会則案を作成いたしましたので、比較してご覧ください。基本的な内容は国の居住支援協議会会則例をそのまま適用しておりますので、主な変更点のみ申し上げます。

資料5の第3条をご覧ください。4つ目に「住宅確保要配慮者向けの空家の活用方策に関すること」と追記しました。理由としましては、すぐに空き家の活用について検討を行うものではありませんが、いずれ検討すべき項目であるところから追記しております。

資料4の第6条2項をご覧ください。こちらに記載されている3号と4号を削除いたしました。理由としましては、常任評議会というのが総会を開催できない場合に決議できるものなのですけれども、次条で総会は過半数の出席により成立するとしておりますので、総会を開催できない場合というのは過半数が欠席する場合となります。この人数で過半数が欠席となると、総会を延期することになることが考えられるため、削除しております。またこのことにより常任評議会に係る規約を削除しております。

続いて、資料5の第6条以降をご覧ください。4号と5号を追加しました。会員は団体からも選出いたしますので、変更等があると考えられますので追記しております。

資料4と資料5の第8条をそれぞれご覧ください。協議会の役員について書いております。これについては不要と思われる役職を削除いたしました。次の第9条でも同様に不要な箇所を削除しております。

次に第10条の役員の任期についてですが、任期は2年としました。また、再任すること

ができるものとしております。

続いて資料5の第11条ですが、ここでは部会の設置に関する項目を追記しております。その他、記載内容の順序変更等、軽微な変更はございますが、大きな変更は行っておりません。

会則案について、以上でございます。

○委員長

いかがでしょうか。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。正式にはまだ設立準備会ですから、設立総会で決定ですけれども、この場である程度、方向をみんなで共有しておく必要があります。

いかがでしょうか。現時点ではとりあえずこれにして、あとお持ち帰りいただいて、もう一回検討してみるということはあると思いますね。どうぞ。

○中墓委員

この中の第4条、「会員」のところで、「本会の会員は、別表のとおりとする。」というふうに明記されておりますけれども、このほかに、例えば6条なんかでは会員の3分の1以上の請求とかいろいろ具体的な人数のことが書いてありますが、会員の人数の制限というのは全く考えなくていいんですかね。

例えば、別表のところに学識経験者と書いてありますが、これは何人とか何人以内とか、あるいは何人以上ということをお明記しておかなくてもいいんですか。この中で、区分でいうと5団体が書いてありますけれども、例えばの話、船橋市役所関係課が10人で、あと1人、1人、1人というのでもあり、あるいはその反対もありというふうになると、バランスのことも考えると、人数もどこかに規定しておいてもいいのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○委員長

これについて、ご意見ある方いらっしゃいますか。

○中墓委員

会長とか役員は人数がきちっと明記されていますよね。会計が何人、会長が1名と。会長1名は大体常識だとは思いますが、そういうところはきちっと書いてあるので、会員も場合によったら何名以内とか何名までという上限を設けておくなりしておいてもいいのかなという気がするのです。

○委員長

そういう意見と、もう一方で柔軟にするために、あえて会則には書かなくていいのではないかという意見と両方ありますね。どうでしょうか。

中島先生はどうでしょうか。

○副委員長

今、人数を数えたら、大体この委員構成メンバーの最初のでいうと10人ぐらいなんですかね。このあたりが充足されているといいのかなというのと、私は柔軟なほうがという意見です。余りこれガチガチとやって、どうでしょう。そういった意味でこの組織、委員会の構成とかいうことがあって、ダブルキャストになって人数が11人、12人とかいうことはいいと思いますけれども、最低限何人とかというのはしなくていいような。

○中基委員

わかりました。ただ、バランスがちょっと気になったので。例えば、学識経験者は多分数名というのは大体入ると思いますけれども、宅地建物取引業者が10人で建築士が1名とかというふうにやってもオーケーはオーケーになるということになると、大体均等に2、2、2とか、3、3、3とかと、何か入っていたほうがバランス的には、例えばその当時の会長の意向が働き過ぎたりしない方がいいのかなと思ったので、ちょっと意見として言ったんですが、柔軟のほうがいいことはいと思います。

○委員長

いかがでしょうか、事務局。

○事務局（住宅政策課長）

今考えているのは、学識経験者お二人、宅地建物取引業者も1団体お一人で考えています。で、お二人。居住支援団体もお二人、建築士関係団体お二人。市役所内関係課というふうに書いておまして、ちょっと言葉足らずだったのですが、今、関係部長にしようかなと思っています。関係部長というのは、建築部長、福祉サービス部長と、ちょっと今日は所用で来られていませんが、健康・高齢部長の3人にしようというふうに思っております。

○委員長

実際の運用ではバランスをとりながらやるということで、会則にはそこまで書かなくてもいいのではないかという状況ですが、それでもよろしいですか。ほかに何かありますでしょうか。

1. 議事

(5) 居住支援サービスについて

○委員長

それでは、次に進みたいと思います。次の「居住支援サービスについて」、説明をお願いします。

○地域包括ケアシステム推進室長

地域包括ケアシステム推進室の斎藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日お配りしました資料の9をちょっとご覧いただければと思います。1枚の横の表になります。こちらに1から14まで居住支援のサービス、ソフト事業が書いてあります。これは今までの準備会等での議論で出てきたサービス、あるいは他の先行されている都市で実際に行われているサービスで一応今のリストとして事業を出してみました。一つ、緊急通報システムについては再掲をしておりますので、純粹に13事業という形で整理はしております。

一番左側の「区分」のところには、ご相談に乗ったときの各ステージということで、まず、あっせんという区分があるだろう。次に契約業務、それから、いわゆる預かり的な業務、生活支援サービスそのもの、死後サービスと、一応この5つのカテゴリーに分けて分類はさせていただきます。

この表の中の網かけのサービスにつきましては、上段に※印で書いてありますが、既に船橋市で、市や社会福祉協議会等で実施しているものに網がかかっています。ただし、預かりの6番、7番の金銭・財産管理サービスと書類等預かりサービスは、いわゆる権利擁護関係で社会福祉協議会がやっておるサービスですので、ここの部分については、ご自分で管理

できる方について、何か不安があるんだけど預かりますというような部分では今実施しておりません。それぞれのサービスの内容を書かせていただいて、主な対象者ということで記載をしております。

一番右側の「利用者負担の例」とございますが、これはこれまで知り得た資料で他団体に実施されている金額を入れておりますので、実際に船橋でこの金額でやるということではございません。

今日これを皆様にお見せしましたのは、実際にこの居住支援協議会を来年度立ち上げて、船橋市としては、その立ち上げからそんなに間を置かずして事業を一部でも実施したいという意向がございまして、今日ちょっと皆様にご意見を頂戴したかったのが、例えばこの網がかかっている白のほうのサービスの中で、これだけは絶対外せないサービスというのをご意見頂戴できれば、それは最低限、絶対盛り込まなければいけないというふうになります。ただ、これもあったほうが絶対いいんだというご意見をいただければ、それも実施に向けて、時間は短いですが検討したいと思っているので、ちょっとご議論いただければと思います。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。これはなかなか貴重な資料ですね。いかがでしょうか。この網がけは既に実施しているものですが、金額も既に実施しているものが入っているんですか。それとも別の金額が入っているんですか。

○地域包括ケアシステム推進室長

金額は既に実施している金額ではございません。他都市の例です。

○委員長

わかりました。前回の委員会で、この緊急通報システムは船橋市を通してやると月二千幾らでしたか。2, 160円というので、すばらしいことだと思ったのですが。

○地域包括ケアシステム推進室長

今おっしゃった緊急通報システム、一般的な例で4, 000円と業者のほうから聞いております。

○委員長

了解しました。

さて、いかがでしょうか。特に白抜きのところでこれは導入したほうがいいのではないかとかそういうのがあればぜひ。中墓委員、どうぞ。

○中墓委員

白抜きの部分では、私ども民生委員協議会のほうでは、部屋を借りるときに、ひとり者だと身元保証サービスというのがないと借りられないという事例が結構あります。たまたまこれは、低所得者あるいは生活保護を受けているような方、受けなければいけないような方の例ですが、障害者の方だと大体家族が保証人になってくれるとは思っているのですが、高齢者の方で、お金は持っているけれども身元保証人がいなければ貸しませんという大家さんは意外と多いのではないかと思います。そういう意味では、そういったケースのときの費用として身元保証サービスというのはやっておいてくれるといいのではないかなと。

もう一つは、そういう人の場合に自分が費用を出して後片づけするのは嫌だと言って、例えば年齢を聞いて、不動産屋へ登録するときには不動産の担当者の方に高齢者、何十歳以上はだめと言っている方もいるように聞いていますので、場合によったらこの死後の後始末についても、幾つかやっていただけるといいのではないかと思います。

それから、ついでで恐縮です。網かけのところ、たまたま私、先ほど予想で言いましたが、成年後見人報酬24万円、これは既にやっているということですが、社会福祉協議会の予算でやっているならば、こういうのを逆にこの事業の補助金で鞍替えしてやってはいけないうですか。なんかもったいないような気がするんです。社会福祉協議会との相談になるのでしょうかけれども、別々にやった場合には予算がつかないんですか。社会福祉協議会はこれもあわせてできてしまうのでしょうか。

○委員長

まず後者から。いかがでしょうか。船橋市の福祉のシステムに乗れば24万円を払わなくてもいいのではないかとということですが。

○地域包括ケアシステム推進室長

補助金というのは、国云々の話ではなくて、市単で補助の制度を設けられないかという意味で取ってよろしいですか。

○中基委員

先ほどの、予算のところがありましたよね。これはあくまでも事務局側の予算だけ載せていると。今後事業費については別枠で考えていますという中で、そのときにこういった支援サービスの事業費も補助金でもらえるのであれば、市社協が既にやっている事業にのせているから補助金をもらわないのではなくて、もらえるのであれば、この支援事業費として別枠で経費として事業費として要求しておいたほうが得策なのかなと思ったものですから。これは2番目の質問で。まず白抜きは、今言ったようなところを考慮していただけるといいのではないかなと思いました。

○地域包括ケアシステム推進室長

それでは、まず成年後見人のほうは、先ほど住宅政策課長から説明がありましたが、国土交通省の補助金には多分該当しません。ですので、これをやるとすれば市単でやるしかないとは思うのです。

例えば、ここに成年後見人報酬、年に24万円ということは月に2万円ですけれども、これはあくまでも個人で負担するという世界に、船橋市としてそこに助成金を出すかというようなお話になってくるので、将来的な必要性云々も含めて要検討かなという感じだと思います。

それから、白抜きの数字で身元保証、あと死亡サービスについては、貴重なご意見ですので、できる方向で一応考えてはみたいなと思っております。

○委員長

どうぞ、林委員。

○林委員

生活のところの11番で、「入退院時支援サービス」というところがありますよね。付き添い1回4,000円。これはぜひやっていただきたいんです。これ大変なんですよ、本当

に。受付に行って支払いを待ったり、いろいろな書類を待ったりする。これはぜひお願いいたします。

○地域包括ケアシステム推進室長

ありがとうございます。これにつきましては、実は福祉サービス公社という市の公社がありまして、そちらで軽度生活援助の延長線上でやっている場合もありますが、常態として常にというサービスはないので、これは新規の事務になりますので、検討はしてみたいと思います。

○副委員長

1回4,000円の負担ですよ。

○地域包括ケアシステム推進室長

これは他市の例でございますけれども。

○中基委員

室長の今のお話の中の関連ですが、先ほど説明していただいた資料2の5で、「その他の主な居住支援サービス」という中に、金銭、財産管理サービス、それから書類等預かりサービスとなっています。預金通帳、年金証書、実印、そういったものを預かるのに一職員が預かっていて大丈夫ですかね。

例えば、通常こういうのを役所で預かるといったときには、それなりの、例えば弁護士さんとかそういった人の名前を使って預かっているのではないかと思うのです。そのときに、そういう事業をやるのにそれは対象になりませんと言われると、当然、職員が預かってきなさいと。自分の相談窓口の金庫、裏の別部屋のところに金庫を置いて預かっておきなさいということでオーケーなのかどうかというと、例えば先ほどから確認しながら聞いているのですが、この支援事業というのはあくまでもお金を持っている人の入居を支援しているので、場合によったら、市のほうは少額と思っているかもしれませんが、億単位のお金を持っている方が入れてもらえないと相談に来たときに、通帳を預けるわけですよ。それを単純に一職員が預かるということは、非常に危険ではないかと思うのです。場合によったら銀行に預けたり別枠の金庫に預けなければいけない状態ではないかと思うので、そういった費用が補助対象にならないというのは、国のほうがちょっと安易に考えているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長

もしお答えがあればお願いします。

○地域包括ケアシステム推進室長

ありがとうございます。多分国土交通省が考えている補助金のシステムとすれば、居住支援協議会を運営していただいて、そこから地域なりのサービスを生み出すための、いわゆる居住支援協議会本体そのものを支援する補助金で3年間限度ですよ。立ち上げ補助金みたいなものですから。あくまでそこから派生する地域別のサービスについては、それは単独でやってくださいということになっているはずですよ。個人の利益云々という住宅政策課長の言葉もありましたので、多分そういうシステムだと思います。

ですので、財産管理サービス、報酬24万円というこの金額が高い安い云々あるとは思いますが、これは現実として後見人を立てた場合の後見人の報酬という部分をちょっ

と例示したという形になります。ですから、そこへ市単で補助を入れる云々というのは完璧な政策ですので、まだちょっと何とも言えない状況です。

○中基委員

気になったのは、障害者もこの対象になっているので、精神障害の方とか知的障害の方が親からの遺産分与があったりして、その資産を管理するとなると、単純ではないような気がしたので言いました。わかりました。

○地域包括ケアシステム推進室長

肝心なところを答えていなかったですね。こういう大事なものを預かるのは、やはり貸金庫を借りるという形です。

○委員長

今のお話は、必ずしも民間賃貸に入居するときの話というよりは、一般的な話ですよ。資産管理をどうするかという話。

あと、今この表にあるものが、本当に居住支援協議会の国の補助の対象ではないかというのを確認していただだけませんか。この中でも民間賃貸住宅に入居するのに直接かかわるものは、例えば発足時は一部補助しながら拡大していく、定着させていくという意味で補助対象になる可能性が十分あると思いますので、ちょっと確認してください。

○地域包括ケアシステム推進室長

わかりました。確認してみます。

○副委員長

先ほど同行支援のことをお話ししたら、これは社協で今やっているんですね。あ、網かけていない。4番ですけれども。500円でというのは、さっきやっていると聞きましたが、違いますか。別のところですね。

○林委員

これは内覧と契約時の立ち会い。

○副委員長

私はこれをやる必要がある人がいるなと思ったわけです。それが500円でよくて、例えば社協がその事業をやっているならば、社協に4,000円とか3,000円とかを払わないで500円でやっていただくのはうれしいと思ったのだけれども、これはないからどうするか。私は払うのは全然思っていなかったから、同行支援が必要だという人については同行する。その同行するときのお金は、同行する人に相談料と同じような形で差し上げるというふうに思ったんです。

ただ、これが制度化して、社協でもどこでもいいですけれども、包括でやってくださるか、そういうことであれば、そこに500円を払えば支援がやってもらえるならそのほうが安く上がるというふうに思いました。

それから、死後のことですけれども、きっと不動産関係の方は詳しいのでしょうけれども、亡くなって身内の人を探しますよね。それでも見つからない場合はどうされているんですか。市としても行き倒れの方の対応というのはしますでしょう。だから、その辺どうなんでしょう。これはすごくお金がかかるんですよ。死ぬために60万円ぐらい預けなくてはいけな

くてね。そういう人は多分、居住支援協議会には来ないという感じですけども、一般にはどうしているのでしょうか、そういう人がいた場合。関係者を必死で探しますというのは聞いたことがありますけれども。

○林委員

市役所へお願いします。

○地域福祉課主幹

地域福祉課です。いわゆる行き倒れというような場合は、警察が身元や家族を捜索し、それでもわからない場合は、行旅死亡人とかそういった中でお亡くなりになられた場合は、遺体は市に引き渡されます。

例えば独居でお住まいになっていてお亡くなりになられたと。そうなった場合、警察が捜索して、お亡くなりになられた方の身元がわかった場合には、その家族の方に引き渡されます。身元はわかり、家族もわかったが、家族が引き取りを拒否した場合、遺体は市に引き渡されます。そうなった場合、お亡くなりになられた方の戸籍の調査をし、相続人の照会をします。相続人が判明したら、こういう方がお亡くなりになったんですけど、お骨を引き取っていただけませんか、あと茶毘等の葬祭費用もお支払いただけませんか。

そういうのを一応やりますけれども、全部嫌ですよという形になった場合には、うちのほうで遺体の茶毘等の費用と遺骨の保管の費用といったものが一応は予算化されているので、その中で最低限、ただお骨にさせていただきますという費用でやらせていただく。

全然身元がわからない場合については、茶毘をし、お骨にし、今度は官報に公告して、よく行方不明者の方の様子を、特徴的なもの、例えば身なり、亡くなったときこういう服を着ていましたよとか、そういったのをちゃんと公告して、何かあったらという公告までやりながら一応は対応はしているところがございます。ちょっと説明が下手で申し訳ないのですが、そういった形でやらせてもらっています。

○委員長

今のご説明ですが、例えば民間のアパートにお住まいのひとり暮らしの高齢者が亡くなったと。そうすると、まずは大家さんにやってくれということになるのですか。そうしたら、普通できないですよ、大家さんは。

○地域福祉課主幹

身元がわかっていても家族がいなかったり引き取らないとかいう方ですよ。お亡くなりになられて、例えば家財道具なんかの処分の問題が出てくると思うのですが、そういうのはやはり基本的には大家さんのほうでやっていただくということになりますね。

○委員長

多分それが大家さんの負担というふうになると、この制度が広まらないということになるので、そこを手当てするというのがこの居住支援協議会の大きな目的ですね。ですから、そこについては何らかの形でこういうサービスができるというふうにしていかないと、広がらないということになってしまいます。場合によっては、今、船橋市にこういうサービスがなくても、新たにつくる。発足に当たっては初期費用が必要ですから、初期費用は多分補助金の対象になっているのだと思うので、ちょっと聞いてみてくれませんか。

そういう意味で、白く書いてあるところが必要かと言われれば、全部必要ということになってしまいますね。高橋（弘）さん、林さん、このサービスで強弱をつけると何かあります

か。

○林委員

やっぱり入院時のあれもありますね。

○委員長

11番が一番大きいですか。

○林委員

私なんかでも、病院に行きますとやっぱり大変ですね。ひとりの人が、手が震えてもう字を書くこともできないとか、そういう方も結構いらっしゃるのです。

○委員長

こういうのは、今、大家さんが民生委員に連絡すると、民生委員が付き添ってくれるというのはあるんですか。そういうのはないですか。

○中基委員

以前は入退院に付き添って、身内がいないと民生委員が保証人にされるケースも全国的には結構ありました。ただ、現在は新しく民生委員になると研修でそこはやらなくていい、市へ連絡しなさいということで、生活支援課へ連絡すると、船橋市の場合は、市の職員が出て行って全部やってくれます。

そういう意味では問題はないのですが、一つ問題があるのは、先ほどから言っているように、この居住支援協議会、その意味が、高齢者だったら入居できない、あるいは障害を持っているから入居できないと言われているので、やはり大家さんからするとひとり者の場合は後始末が大変だというのが嫌なんです。だから最初のネックが、保証人がいないと言われるとまずそこで門前払いになるのが普通だと思います。ですから、いの一番に、身元保証人のサービスは必ずやるのではないけれども、いなかった場合にはそういうこともしてくれますよというふうに大家さんに言っておけば、ひとり者だというアレルギーがなくなる。

それから、亡くなっても必ず市が面倒見るのではなくて、探したあげくに誰も引き取り人がいなければ、こういう制度で亡くなった方はきちっと対応してくれますよという説明ができると、大家さんのほうも、貸す場合にひとり者でも大丈夫だと思うから、アパートやマンションを預けるときに、何十歳以上、障害者はだめ、精神障害はなおさらのことだめという、その壁を少しでも突き破れるのではないかということで、こういうサービスをやるならば入れておいてくれるといいのではないかということで、先ほど提案させてもらいました。

○委員長

まず、今の中基委員の最初のご発言の、船橋市が何でもやってくれるというのは、それは正しいですか。

○生活支援課主幹

補足させていただきます。恐らくそれは保護受給者の方です。

○委員長

生活保護の受給者に限られた話ですか。

○生活支援課主幹

はい。

○中墓委員

そうですね。言い忘れました。生活保護。申し訳ございません。

○委員長

一般的というわけではないんですね。なるほど。その場合、民生委員も対応しない、市も対応しないとすると、どうなるのでしょうか。

○中墓委員

民生委員はそういった場合に、病院からとか、あるいは大家さんから連絡が来ますので、そのときは出ていきます。出て行って、例えばお金持ちのひとり者であっても、民生委員の調査した範囲の中で全く見当たらない、例えば戸籍住民課で調べても身内がないとなると、やはりこれは市が対応してくれています。引き取り人がいませんという、生活保護を受けている人以外でもちゃんと相談に乗ってくれる窓口があります。

○委員長

いずれにしても、例えばアパートに住んでいる高齢者が倒れて病院に行かなければいけないときに、大家さんに対してこういう仕組みになっていますので安心できますよというような説明ができるようになるといいですね。

あと、身元保証サービスは、確かにこれは可能性をぜひ検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局（住宅政策課長）

ちょっとこの場をお借りして宅建団体の方にお尋ねしたいのですが、前の会議で月々の収入、所得が少なければ、幾ら貯金があってもアパートには入れないですというお話があったかと思うのですが、例えば定期借家契約で、2年間の家賃をどこかが預かって本人に肩代わりして払うみたいな仕組みがもしあった場合に、年金が仮になくても貯金がたくさんあれば入れるというようなことは、可能性としてはいかがでしょうか。

○高橋（弘）委員

それは全然可能だと思います。定期借家ですよ。

○事務局（住宅政策課長）

定期借家です。

○高橋（弘）委員

定期であれば全く問題ないと思います。

○林委員

私のほうも問題はないと思います。

○事務局（住宅政策課長）

ありがとうございました。

○委員長

いろいろな工夫の仕方があるみたいですね。定期借家でない場合はやはり不安なわけですね。

○高橋（弘）委員

更新のときに、連帯保証人さんが連帯保証してくれなくなるので。あと高齢の方は、もう一人の方が亡くなると独居老人になってしまうんです。だからいろいろなことがあるので、先ほど委員長が言われたように、系統だった仕組みを書いていただけると、みんなに回せると思うのです。

例えば老人の方、あるいは障害を持っている方でも、フローチャートになって、この場合は市がやってくれますとか、紙一枚渡せる姿であれば、これは簡単に情報共有できます。死後の部分についてだけではないですけれども、もう少し議論を深めていって、その部分さえできてしまえば、かなりの方が大家さんを説得するというか、大家さんというよりも不動産業者自体が大家ということが多いので、だから納得さえすれば入居はできるのではないかと思いますけれども。

○委員長

どうぞ。

○福祉サービス部長

先ほど中墓委員から、生活保護以外の受給者で民生委員に相談があったときに、市の窓口で対応していただけるというところで、今、所管しそうな課長に確認しましたが、公的なサービスとしては多分ないと思いますので、それが前提でこの場の議論が進むとあれなので、ちょっと確認をとらせていただきたいと思います。

○中墓委員

私どもの事例としては、さーくるとか包括支援センターへ相談すると、そのまま引き取って、世話をしたかどうかは別として、そこでもう民生委員さんはいいですとって解放してくれる窓口があるものですから、ちょっと勇み足の部分があったかもしれません。

○福祉サービス部長

相談には応じます。

○委員長

ただ、いずれにせよ、最終的にどこかが面倒見ないと大家さんは不安ですから、対処できないので。今、もしうまくその仕組みがなければ、ぜひつくっていただくようにしていただくと思います。

○林委員

亡くなったときに身寄りも何もない場合、市のほうで、生活保護者の方と同じように火葬していただけるのでしょうか。

○福祉サービス部長

今のところはそういう制度はございません。生活保護はあくまでも生活保護法に基づいて、

そういうことについても支出が認められております。本当に行き倒れだったら行き倒れの方の行旅病人及行旅死亡人取扱法という法律があって、それは市の責任だというふうに定められている、もしくは生活保護法によって定められているものについてはやりますけれども、そうではない場合については、市として対応するというのは今の時点ではできない。そういう制度はないということです。

○委員長

今それにかわるものとして、預託金を払ってというのがほかの市でやっていることですね。でも船橋市でもそういう仕組みをぜひ、有料でもいいので考えていただくといいかもしれません。

この居住支援サービスは、今回の居住支援協議会がうまくいくためにもとても大事なので、ぜひこれらについて船橋市でうまく進めるようにさらに検討を深めていただければと思います。

それでは、全体を見回してさらに何か補足のご意見とかご質問はありますか。

○事務局（住宅政策課主事）

すみません。補足させてください。資料2の5番、「その他の主な居住支援サービス」について、先ほどの資料9と比べていただくとわかるのですが、実施中の事業に資料2の5番では黒丸をつけておりますが、資料9のほうで網かけされている部分と相違がございます。理由としましては、資料2のほうで示しているのは、市でやっている事業のみ黒丸で書いております。そこに違いがあることを補足させていただきたいと思います。

○委員長

ほかに何かご質問、ご意見ありますか。

それでは、少し確認をとっていきたいのですが、まず資料2の組織・委員構成等です。先ほどのご意見を踏まえると、宅建や全日のかなり密接な関与を前提とした上で社会福祉協議会に事務局をお願いして、それで進めるというような方向で皆さんよろしいでしょうか。（異議なし）

では、そういう方向で進めていただきます。

次の予算案ですが、住宅に困っている人相手の相談だけではなく、大家さん相手の相談というのが非常に重要なので、そこのところはきちっと予算立てないし事業に組み込めるようにして、そこはぜひ宅建及び全日にいろいろご協力いただく、そういうふうな方向で予算をさらに深めてみていただけませんか。

また、国に相談しながら、この居住支援サービスについて、立ち上げとかそういう初期費用への補助は国の補助対象になるのでしょうかと、確認をぜひお願いできればと思います。

そういうことで、この予算案について、今日はさすがに決めるということではできないので、さらに深めていただくということでもよろしいでしょうか、皆さん。（異議なし）

次の資料4の会則ですが、会則についてはいかがでしょうか。大体この方向、内容でもよろしいでしょうか。特に大きな問題はないようには見えますけれども、いかがでしょうか。（異議なし）

大体この方向でいいということで、この後持ち帰っていただいて、もし何か気がついたら事務局のほうに指摘いただくということにしましょう。

あとは先ほどの居住支援サービスですね。これは大変重要なので、さらに深めて、なるべく多くの項目が船橋市で実現できるように頑張ってください。ということでもよろしいでしょうか。（異議なし）

それでは、以上でこの議事の内容を終了します。その他について事務局から何かありますか。

○事務局（住宅政策課主事）

次回の準備会の日程ですが、まだ具体的な日にちは決まっていないのですが、来年2月ごろを考えております。日にちが決まりましたらご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。予定では次回が最後と考えております。

○委員長

その後、4月ごろに設立総会という形ですか、想定されているのは。

○事務局（住宅政策課主事）

それもまだ決定はしていませんが、前回のスケジュールで示したものと、今のところ5月以降というふうに考えています。

○委員長

では、今日の意見を踏まえてさらに内容を詰めていただければと思います。次回もう一回議論をし、確認しましょう。

以上ですが、皆さん、ほかにありますか。なければこれで終了いたします。それでは、第3回設立準備会を以上で終了します。どうもありがとうございました。

(16:00 閉会)